

中学校給食検討委員会設置要綱

(名 称)

第1条 本会は中学校給食検討委員会（以下「検討委員会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 検討委員会は、中学校給食の実施についての検討を行うことを目的とする。

(組 織)

第3条 検討委員会委員は、別表1に掲げる職にある者のうちから教育次長が指名する。

2 委員長は、教育次長をもって充てる。

3 委員長に事故等があるときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代行する。

4 委員の任期は1年（年度単位）とし、再任を妨げない

(運 営)

第4条 検討委員会は、必要に応じて委員長が召集する。

2 検討委員会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。

3 検討委員会は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(各種委員会の設置)

第5条 豊中市における中学校給食について検討を行う場合において、検討委員会は、各種委託業者等の選考などの際、必要に応じ各種委員会を置くことができる。

2 各種委員会委員長及び各種委員会委員は、委員長が指名する。

3 各種委員会は、必要に応じて委員長が召集する。

4 各種委員会は、結果を検討委員会に報告する。

(設置期間)

第6条 検討委員会及び各種委員会の設置期間は、第2条に規定する所管事項の検討が終了する日までとする。

(事務局)

第7条 検討委員会の事務局を、教育委員会事務局学校給食室に置く。

(細目)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則 この要綱は、平成25年5月7日より実施する。

別表 1

教育次長

教育監

教育推進室長

教職員室長

学校給食室長

教育総務室長

小中学校チーム長

保健体育推進チーム長

学校施設管理チーム長